

練馬区議会議員

かつこ
やない 克子

保健福祉委員会
医療・高齢者等特別委員会

練馬区議会議員

やまさき
山崎 まりも

文教児童青少年委員会
みどり・環境等特別委員会

生活者ネットワーク 区議会ニュース

2024年 第三回定例会(9月6日~10月11日) 報告号



全ての人の人権を守るまちを区民とともに

日本政府は2023年に「こども基本法」を施行、2024年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)を施行しました。それに伴い、政策の実行主体である自治体の施策、条例もそれに沿ったものになっていかなければなりません。

私たち生活者ネットワークがこれまでずっと変わらず訴えてきた、子どもの権利条例の制定と女性の福祉増進を中心に一般質問に臨みました。

一般質問6項目

Q1 区長の基本姿勢について

開発やまちづくりでの住民の合意形成は不可欠。合意点を見出す住民合意のプロセスを軽視せず「対話を重ねる努力」を

Q2 防災について

マンション防災会の活動支援として防災マニュアル作成時の助言や、配管の破損をチェックする事業者との連携の必要性など呼びかけが必要

Q3 グリーンインフラについて

頻発する豪雨への対策に、区民一人ひとりが治水に関われるという意識啓発で、グリーンインフラを進めるべき

Q4 女性支援新法について(詳しくは中面へ)

新法の理念の中核に据えられた「当事者の意思の尊重」を支援のあらゆる場面で徹底すべく全庁的に取り組み

Q5 香害、化学物質過敏症について

訪問介護における「香の害」問題は介護利用者はもちろん、ヘルパーの被害も。誰にでも起こりうる問題としてさらなる周知啓発を

Q6 子どもの権利について(詳しくは中面へ)

練馬区にも「子どもの権利条例」の制定を



一般質問を行う山崎まりも
第3回定例会9月11日

全ての人の人権が 大切にされる社会へ！



一般質問
山崎まりも

今回は、一般質問の6項目の中から、子どもの権利と困難な問題を抱える女性への支援について、2項目をピックアップしてお伝えします。そのほか、詳しい質疑の内容は区議会のHPでも確認できます。

→練馬区議会放映 令和6年 第三回9月11日山崎まりも

子どもの権利を守れるまちを共につくる

「子どもの権利条例」(2012年制定)に基づいて事業を実施、検証するしくみを作ってきた大阪府泉南市を視察。練馬区にも条例が必要であると確信し、一般質問でとりあげました。



泉南市は、もともと部落問題に取組み「人権」と真摯に向き合ってきた経緯がある

子どもと対話する場を増やす

Q 子ども・若者白書に「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる者ほど自分自身に満足している者の割合が高い」とある。泉南市で毎月開かれている「せんなん子ども会議」では、希望する全ての4年生から18歳までの子どもが参加できる。日常的な子どもの意見表明と参加を進める「まちの仕組みの一つ」で、子どもの声が直接市政に反映されている。街なかや学校など、あらゆるところで、日常的に子どもが「自分の意見が受け止められている」と感じられるよう、子ども同士、子どもと大人、先生、行政などの対話の場をもっと増やしていくべきでは。

A 子どもに関わる施策や事業を企画、実施するにあたり、子どもたちの意見を反映していくことは重要と考えている。練馬子ども議会で、中学生の提言を区政に反映し、児童館のこども会議で、日常的に子ども主体で館運営について議論。様々な場面を捉えて子どもの意見を施策や事業に反映している。

区条例で子どもの権利を守る

Q 子どもに関わる問題は多岐にわたり、ひとつの部署、特定の計画だけでなく、すべての部署において包括的に子どもの権利が守られているか共有することが大切。そのために必要なのが条例。生きづらさを抱える子どもたちを前に、何かできないかと思う大人もいる。子どもの声を聞き、区民と協働して「子どもの権利条例」をつくることは、子どもが自分の権利を知り、大人が子どもの最善の利益の保障を約束すること。子どもの権利条例を作るべきでは。

A 子どもの人権を尊重し、子どもの健全な成長を保障することを基本として、教育・子育て大綱や子ども・子育て支援事業計画を策定。これに基づく施策を着実に実施することを通して、子どもの権利擁護を図っている。区条例を制定する考えはない。



学校に子どもの権利の視点を取り入れるしくみがある意義は大きい

教育現場での「子どもの権利」の理解不足も懸念

セーブ・ザ・チルドレンの2022年の調査では「子どもの権利」を内容までよく知っている教員の割合は全体で約5人に1人。全く知らない、名前だけ知っていると答えた教員は30%とのこと。教育の現場においても、子どもの権利の視点がまだまだ浸透していません。「子どもの権利の日」をつくり「その日は子どもの権利について知る、伝える日」などしくみをつくることも重要です。

女性支援法を活用しジェンダー平等社会の実現を

今年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が施行されました。売春防止法施行から66年。女性福祉を増進するための根拠となる法律がようやくできました。

「性差別が生む困難」の解消は全庁で

Q 女性たちが直面する困難を生み出す根本に社会の性差別構造がある。新法の理念に沿った女性支援の実施には、庁内理解の促進が極めて重要。なぜ今、女性支援が必要なのかを含め、ジェンダーと既存の社会構造への理解は不可欠。なぜなら、支援につながっても、女性が抱える困難の背景を十分に理解できなければ、結果的にその人個人の責任に帰してしまうこともあり得るからだ。法の基本理念の中核に据えられた「当事者の意思の尊重」を支援のあらゆる場面で徹底すべく、職員に対して女性支援に関する理解促進を図るべき。

A 国や都が実施する専門研修や関係機関との事例検討会への参加により、女性相談支援員の支援力向上に努めている。職員に対しても、昨年度、女性自立支援施設から講師を迎え、委託事業者も含めた職員向け研修を実施した。

長年、DV被害者支援に取り組んできたNPO法人が運営する六甲ウイメンズハウス内の保育ルーム。事務所の前にあることで子どもを遊ばせながら話ができる空間だ



自立支援は相談と住まいをセットで

Q 区は、新法に基づき若年女性のための居場所事業を実施する。生きづらさや困難を抱えた女性が、気軽に立ち寄れる居場所づくりは重要だが、「居場所」とともに生活の拠点となる住まいの確保は欠かせない。住まいは人権。困難な問題を抱える女性支援の一環として、支援を受けながら安心して暮らせる公的な住まいの拡充に都と連携して取り組み。

A 今後、既存施設を活用し、緊急保護期間後も住まい・見守り・相談を一体で実施する仕組みを検討する。

女性支援新法は「困難な問題を抱えるすべての女性」が対象

女性の貧困は、男女の賃金格差や非正規労働の割合に起因して女性の年金支給額が低いなど、家庭や職場で女性が置かれている状況、すなわち社会のジェンダー問題に直結しています。また、障害女性の複合差別の解消にも新法が活かされるべき。

ジェンダー平等の視点をあらゆる政策・事業・活動に組み込んでいく「ジェンダー主流化」がすすむことを期待します。



8月に視察した六甲ウイメンズハウスにて住まいは人権であることを再認識した

区民からの感想

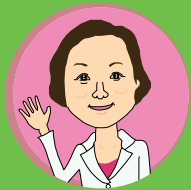
保護者の目線で、一般質問を傍聴してきました!

議員1人当たりの質問時間が限られていて、質問に対する答えが既に用意されており、回答者はそれを音読するだけに見えました。回答に対するこちらからの再度の質問や意見を伝えられないのが、一方通行で傍聴していてとてももどかしいです。

会派の違うベテラン区議が、後ろの方の座席でふんぞり返っており、登壇者が喋っているのにも関わらずヤジを飛ばしたり、寝ている様子を見ると本当に腹立たしく思います。

私の関心ごとであった、練馬区での子どもの権利条例の制定については、「制定する考えがない」と教育長がきっぱりと明言されていたので、とても残念に思います。子どもの権利が守られているのなら良いのですが、現状そうではありません。

言い続けるしか方法はないと感じます。区民がもっと議会に関心を持ち、意見を代理人(議員)に伝える、もっと多くの人が傍聴する事が、微々たることかもしれませんが、とても重要だと感じました。
光が丘・Fさん



生活者の視点で区財政をチェック

高齢者や障害者、子ども・若者支援など福祉充実と気候危機対策などの環境施策を区民と協働ですすめることを提案

「厳しい区財政」というなら ハコモノ建設は一旦見直しを

第三回定例会では、2023年度決算と24年度補正予算を審議。不調が続く公共工事の契約と建築資材や人件費の高騰に対応するために歳出の大幅な増額が必要であることが明らかになりました。

美術館の建て替えの基本設計の段階で3億700万円だった「エレベーター等設置工事費」が、5億4千万円になることが補正予算質疑で明らかになりました。そもそも、2022年に設計業者を決める際に区が示した工事費の上限額は「76億円」。それが、今年2月の基本設計の概算で90億円になり、今後示される実施設計の概算ですらに膨れ上がることは容易に想像できます。

「総建築費が100億、200億円になっても止めないのか？」と問われた区は、「文化施策の推進のために美術館再整備を着実に進める」と金額に糸目をつけないととれるような答弁でした。



1985年10月に開館した練馬区立美術館

美術館建て替えに国や都の補助金はなく、区の自主財源を使うこととなります。「厳しい区財政」を理由に縮小、削減された事業も少なくありません。少子高齢社会の伸展で福祉的事業の二一ズは高まる一方です。

所得の有無にかかわらず文化、芸術を享受するために区立美術館の意義は大きいと私たちも考えます。しかし、美術館再整備の総事業費と今後の建築費上昇の見通しを示し区民に諮るべきです。再整備計画を見直すことを求めます。

国民皆保険制度の崩壊を懸念 マイナ保険証の一体化は見直しを

政府が新規保険証の発行を停止する12月2日が迫ってきました。

区は10月後半に、国民健康保険全加入世帯宛に加入者情報を送付（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など国保以外の加入者には、それぞれの発行元から送付）し、現在所持している保険証は有効期限まで使用できること、マイナンバーカード（以下、マイナカード）を持っていない方には被保険者証と同様に使用できる「資格確認書」を交付することなどを周知するとのことです。

しかし、全国を見ると医療機関でのマイナ保険証のトラブルで不安を感じている人、マイナカードを作らなければならないと誤解している人も少なくありません。政府はマイナ保険証の利便性ばかり宣伝しますが、マイナ保険証の周知以上に、

マイナカードやマイナ保険証がなくても今までと変わらず保険医療が受けられることを広く知らせるべきです。

そもそも、カードの取得は任意なのに、国民皆保険制度の下でマイナ保険証に一体化することは大変問題です。さらに、現行の健康保険証の廃止の決定経緯が分かる記録を政府が残していなかったことが明らかになりました。健康保険証の発行停止は見直すべきです。



● information ● 2024年第四回定例区議会 11月29日(金)～12月13日(金)

区議会ニュース第三回定例会報告号 2024年10月15日 発行 やない克子 山崎まりも
〒176-0001 練馬区練馬1-15-1-302 練馬・生活者ネットワーク
TEL:03-3993-4899 FAX:03-5999-4632
webページ <https://nerima-seikatsusya.net/>
mail net-gikai@jcom.home.ne.jp ご意見・ご質問をお寄せください。



生活者ネットワークは、地域の課題や生活者の声を集めて、区政につなげています。